

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		民俗文化財保存伝承事業補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		中切町内会 はじめ26団体		代表者名	各町内会長 ほか		
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	民俗文化財保存伝承事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内の各地域で守り伝えられてきた伝統行事を保存伝承する団体に対して補助金を交付することで、伝統行事の継承や地域コミュニティの存続を促進する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		780,000 円	804,000 円	949,000 円	769,000 円		
		(780,000 円)	(804,000 円)	(649,000 円)	(469,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・後継者育成事業 ・伝統行事等に使用される道具の保存修理事業又は新調事業 					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		1,613,273 円			
		うち補助対象経費		1,613,273 円			
		補助対象経費の内訳		講師謝礼		613,000 円	
				練習費(子供ご褒美代等)		366,402 円	
				その他(材料費、印刷製本費等)		33,391 円	
				太鼓修理		198,720 円	
				太鼓・提灯修理		374,760 円	
獅子覆い修理				27,000 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		後継者育成事業は、補助対象経費の10/10以内。神楽屋形・道具等の修理又は復元新調事業は、補助対象経費の1/3以内。			
		補助限度額		後継者育成事業は、上限3万円。神楽屋台・道具等の修理又は復元新調事業は、上限50万。			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		後継者の確保や道具の修理は伝統行事の存続に不可欠であり、補助金を交付して伝統行事の継承を支援することで、文化財指定を受けていない市内の伝統行事等も保存伝承することができる。(平成29年度は後継者育成事業25件、道具整備3件)					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成29年度の実績に基づき作成しています。